

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成27年8月4日
北陸電力株式会社

本日(8月4日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定^{※1}」の変更について、原子力規制委員会から認可証を受領しましたので、お知らせします。

当社は、6月25日開催の第71回株主総会及びその後の取締役会において現職の支配人が全員退任し、支配人制度が廃止となりました。この支配人制度の廃止を反映し、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職位を「支配人又は特別管理職A級^{※2}以上」から「特別管理職A級以上」にするため、7月1日、保安規定の変更認可申請を行いました。
(7月1日お知らせ済)

本日(8月4日)、上記申請について、原子力規制委員会から認可証を受領しました。

以 上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※2 特別管理職A級

支配人と同等の職位であり、社長直属となる本店部長級の職位